

心理的負荷の強度の修正の具体例(イメージ・一部)

出来事 の類型	(1) 平均的な心理的負荷の強度			(2) 心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度ごとの具体例				
	具体的 出来事	心理的負荷の強度			評価の着眼事項	弱	中	強	極度
		I	II	III					
① 事故 や災害 の体験	重度の病 気やケガ をした			☆	・病気やケガの程度 ・現職復帰の困難性等	(出来事が平均的な場合よりも軽微) 【修正要素】重度に至らない病気やケガをした。 【解説】右の程度に至らない病気やケガについて、その程度等から「弱」又は「中」と評価。			
	悲惨な事 故や災害 の体験 (目撃)を した。		☆		・本人が体験した場合、事 故の程度 ・他人の事故を目撃した場 合、事故や被害の程度	(出来事が平均的な場合よりも過重) 【修正要素】極めて悲惨な事故や災害 の体験(目撃)をした 【解説】 ・ 本人の負傷は軽度・無傷であった が、死を予感させる程度の事件、事故 を体験したもの ・ 被災者が重傷を負う事故、又は多 量の出血を伴う等特に悲惨な事故を目 撃したもの			

出来事 の類型	(1) 平均的な心理的負 荷の強度				(2) 心理的負荷の総合評 価の視点			心理的負荷の強度ごとの具体例		
	具体的 出来事	強度			評価の着眼事項	弱	中	強	極度	
		I	II	III						
② 仕事 の失敗、 過重な 責任の 発生等	会社の経 営に影響 するなど の重大な 仕事上の ミスをした			☆	・ 失敗の大きさ・重大性、 損害等の程度 ・ 社会的反響の大きさ、 ペナルティ・責任追及の有 無及び程度、事後対応の 必要性等		(出来事が平均的な場合よりも軽微) 【修正要素】重大とはいえない仕事上のミスをした 【解説】 ・ 「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミ ス」とまではいえない仕事上のミスについて、ミスの程 度、事後対応の内容等から「弱」又は「中」と評価	○ 会社の経営に影響するなどの重大な 仕事上のミスをした 【解説】 ・ 倒産を招きかねないミス、大幅な業績悪 化に繋がるミス、会社の名誉・信用を著しく 傷つけるミス等、会社の経営に影響するな どの重大な仕事上のミスをした。 ・ 「会社の経営に影響するなどの重大な 仕事上のミス」とまでは言えないが、ミスを して過重な事後対応を行った（懲戒処分、 降格、左遷、月給額を超える賠償責任の追 及等重いペナルティを課された、職場の人 間関係が著しく悪化した等）。		
⑤ 役割・ 地位等 の変化	転職をし た		☆		・ 職種、職務の変化の程 度、転居の有無、単身赴 任の有無等 ・ 業務の困難度、能力・経 験と仕事内容のギャップ 等	(出来事が平均的な場合 よりも軽微) 【修正要素】転職をし、軽 微な業務に従事した 【解説】 ・ 以前に経験した仕事、場 所である等、転職後の仕 事が容易に対応できるも のであり、変化後の仕事 の負荷が軽微であった	(出来事後の状況が相当 程度過重) (出来事が平均的な場合 よりも軽微で、出来事後の 状況が特に過重) ○ 転職をした 【解説】 ・ 初めての場所へ転居を 伴う転職をし、転職後の業 務は特に過重ではなかつ た。 ・ 以前に経験した仕事、場 所であったが、転職後の 仕事は過重なものであっ た	(出来事が平均的な場合よりも過重) (出来事後の状況が特に過重) 【修正要素】転職をし、過重な業務に従 事した 【解説】 ・ 初めての国への海外赴任であって 意思疎通に困難を来す、治安が悪い 等、転職後の仕事に対応することが困 難であった。 ・ 転職後、上司とのトラブル等が併発 した。		

出来事 の類型	心理的負荷の強度ごとの具体例			
	(1) 平均的な心理的負荷の強度		(2) 心理的負荷の総合評価の視点	
	具体的出来事	心理的負荷の強度 I II III	評価の着眼事項	
⑥対人関係のトラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた		弱	中
			(出来事が軽微で反復継続していない) 【修正要素】嫌がらせ、いじめを受けた 【解説】 ・ 上司からの発言等の内容、程度が業務指導の範囲を逸脱しているものの、人格や人間性を否定するようない言動とまではいいえないもの	(出来事が過重) (出来事が反復継続している) ○ ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた 【解説】 ・ 上司による発言等の内容、程度が業務指導の範囲を逸脱し、人格や人間性を否定するようない言動が認められた ・ 同僚等による多数者が結託しての人格や人間性を否定するようない言動が継続して認められた。 ・ 暴行を受けた。
(P)	セクシュアルハラスメントを受けた	☆	弱	中
			(出来事が軽微である) 【修正要素】軽微なセクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 「○○ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たたる発言をされた場合 ・ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された場合	(出来事が反復継続していない) ○ セクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであっても、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し発病前に解決した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、発言が継続していない場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、複数回行われたものの、会社が適切かつ迅速に対応し発病前にそれがあった場合
(P)	セクシュアルハラスメントを受けた	☆	弱	強
			(出来事が軽微である) 【修正要素】軽微なセクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 「○○ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たたる発言をされた場合 ・ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された場合	(出来事が反復継続している) (出来事後の状況が特に過重) 【修正要素】ひどいセクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、継続して行われた場合 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、行為は継続していないが、会社と相談しても適切な対応がなく、改善されなかった又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、発言の中に人格を否定するようないものを含み、かつ継続してなされた場合 ・ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合
(P)	セクシュアルハラスメントを受けた	☆	弱	極度
			(出来事が軽微である) 【修正要素】軽微なセクシュアルハラスメントを受けた 【解説】 ・ 「○○ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たたる発言をされた場合 ・ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された場合	【修正要素】強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた